

財産管理運用規程

2015年5月1日改定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「本財団」という。）が、定款第7条第5項の規定に基づき、財産の維持管理、処分等に関する基本的事項ならびに資金運用手続等を定めることにより、本財団の効率的かつ適正な事業運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程で定める財産は、本財団が保有するすべての財産をいい、基本財産とその他の財産の2種類に区分する。

(1) 基本財産とは、本財団の目的である事業を行うために不可欠な財産をいい、以下に定める財産をもって構成する。

ア 理事会において基本財産として定めた財産

イ 基本財産として指定して寄付された財産

(2) その他の財産とは、基本財産以外の財産をいい、そのうち特定の事業および目的のために限定して使用する財産を特定資産として管理する。

(管理運用責任者)

第3条 本財団の財産の管理および運用の責任者は、代表理事とする。

2 代表理事は、善良な管理者の注意をもって、財産の適正な管理運用に努めなければならない。

(維持管理)

第4条 基本財産および特定資産は、財産管理台帳において、その目的とする事業等との関連性を明確にして管理しなければならない。

2 基本財産および特定資産は、その他の財産と明確に区分して管理するものとする。

(財産の処分等)

第5条 基本財産は、本財団の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分、または除外することができる。

2 特定資産は、原則として、あらかじめ定めた目的に限定して使用するものとする。

3 本財団の事業遂行上やむを得ず、基本財産の一部を処分または除外するとき、および特定資産をあらかじめ定めた目的以外で使用するために取崩しをするときは、理事会および評議員会の承認を受けなければならない。

(貸付または移動)

第6条 基本財産たる固定資産は貸付または移動することができない。

2 本財団の事業遂行上やむを得ず、基本財産たる固定資産を貸付または移動

するときは、理事会および評議員会の承認を受けなければならない。

(資金運用担当者)

第7条 本財団は、財産のうち金融資産（以下、「資金」という。）運用の実務を担う者として、資金運用担当者をおく。

2 資金運用担当者は、総務部長とする。

(資金運用方針)

第8条 資金の運用は、元本の回収が確実であることを前提とし、常に社会経済情勢を勘案し、積立目的・運用可能期間等を考慮のうえ、有効適切な運用を図るものとする。

(財産の運用益)

第9条 基本財産および特定資産の運用益は、その目的とする事業等の運営費に充当するものとする。

(資金運用手続)

第10条 基本財産および特定資産の資金運用については、代表理事、業務執行理事、事務局長および資金運用担当者による資金運用会議を随時開催し、決定する。

(理事会への報告)

第11条 代表理事は、資金の運用状況について、年1回または必要に応じて理事会に報告しなければならない。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（2012年5月1日）

この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所の設立の登記の日から施行する。また、この規程の施行にともない、現行の基本財産管理規程（2009年6月1日施行）及び運営強化資金管理規程（2009年6月1日施行）は廃止する。

附 則（2015年5月1日）

この規程は2015年5月1日より施行する。